

告示・通達 等

宮崎市屋外広告物条例の規定により市長が指定する禁止地域等について

宮崎市屋外広告物条例（平成9年条例第47号。以下「条例」という。）の規定に基づき、屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域等を次のように定め、条例第37条の規定により次のとおり告示する。

なお、宮崎市屋外広告物条例の規定により市長が指定する禁止物件、禁止地域について（平成10年告示第73号）は、平成23年3月31日限り廃止する。

[平成23年 4月 1日 宮崎市告示第176号]

[平成24年 1月 1日 宮崎市告示第 14号]

[平成28年 2月 9日 宮崎市告示第 81号]

[平成29年 9月 25日 宮崎市告示第597号]

[令和 3年 3月 1日 宮崎市告示第126号]

[令和 5年10月 1日 宮崎市告示第695号]

- 1 条例第4条第5号の規定により市長が指定する区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第26条に規定する普通地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域とする。

- 2 条例第4条第9号の規定により市長が指定する区域は、次のとおりとする。

地域又は場所	区分
宮崎県沿道修景美化条例（昭和44年宮崎県条例第13号）第9条第1項の規定により指定された沿道修景指定樹木の周囲10メートル以内の区域	第2種禁止地域
宮崎市宮崎中央公園の周囲20メートル以内の区域	第3種禁止地域
宮崎県総合文化公園の区域のうち、都市公園に指定されていない区域	第2種禁止地域
宮崎県総合運動公園の区域のうち、都市公園に指定されていない区域	第2種禁止地域
宮崎県総合文化公園の周囲20メートル以内の区域	第3種禁止地域

- 2の2 条例第4条第10号の規定により市長が指定する区域は、次のとおりとする。

地域又は場所	区分
宮崎駅東通り地区重点景観形成地区として指定された区域のうち、住宅地ゾーンとして指定された区域	第3種禁止地域

- 3 条例第4条第11号の規定により市長が指定する区域は、次の各表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。

路線名	区間		距離	区域の限定	区分
	起点	終点			
九州縦貫自動車道	都城市との境界	宮崎インターチェンジ	500m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
東九州自動車道	日南市との境界	国富町との境界	500m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域

	国富町との境界	西都市との境界	500m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
国道10号	新富町との境界	県道宮崎インター佐土原線との交点(宮崎市佐土原町下那珂地内)	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
	総合農業試験場前バス停(宮崎市佐土原町下那珂地内)	市道下北方通線との交点(宮崎市南花ヶ島町地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
	県道南俣宮崎線との交点(宮崎市大塚町地内)	新山下橋(宮崎市高岡町下倉永地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
	宮崎市高岡町高浜2642番地先	高岡トンネル(宮崎市高岡町飯田地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
	高岡トンネル(宮崎市高岡町飯田地内)	宮崎市高岡町浜子546地先	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
	国道268号との交点	都城市との境界	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
国道10号(花見バイパス)	花見橋(宮崎市高岡町花見地内)	現道との交点(宮崎市高岡町花見地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
国道219号	西都市との境界	国道10号との交点(宮崎市大字新名爪地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
国道219号(春田バイパス・広瀬バイパス)	西都市との境界	国道10号との交点(宮崎市佐土原町下那珂地内)	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
国道220号	両国橋(宮崎市源藤町地内)	宮崎インターチェンジとの交点	50m	全地域	第3種禁止地域
	宮崎インターチェンジとの交点	九州旅客鉄道株式会社日南線との交点(宮崎市大字本郷南方地内)	100m	全地域	第3種禁止地域
	九州旅客鉄道株式会社日南線との交点(宮崎市大字本郷南方地内)	市道辻原松崎線との交点(大字本郷南方地内)	300m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域

	市道辻原松崎線との交点(大字本郷南方地内)	木崎大橋(宮崎市大字熊野地内)	300m	用途地域を除く区域	第1種禁止地域
	木崎大橋(宮崎市大字熊野地内)	鵜来橋(宮崎市大字熊野地内)	300m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
	鵜来橋(宮崎市大字熊野地内)	山之口高架橋(宮崎市大字加江田地内)	100m	全地域	第2種禁止地域
	山之口高架橋(宮崎市大字加江田地内)	新内海トンネル(宮崎市大字内海地内)	300m	全地域	第1種禁止地域
	新内海トンネル(宮崎市大字内海地内)	宮崎市大字内海3531番1地先	100m	全地域	第3種禁止地域
	野島橋(宮崎市大字内海地内)	日南市との境界	100m	全地域	第2種禁止地域
国道220号(堀切峠バイパス)	現道との交点(宮崎市大字折生迫地内)	堀切峠トンネル(宮崎市大字折生迫地内)	100m	全地域	第1種禁止地域
	堀切峠トンネル(宮崎市大字折生迫地内)	現道との交点(宮崎市大字内海地内)	100m	全地域	第3種禁止地域
国道268号	小林市との境界	国道10号との交点(宮崎市高岡町浦之名地内)	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
国道269号	県道宮崎西環状線との交点(宮崎市大坪町地内)	宮崎市清武町池田台北29番377地先	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
	正手橋(宮崎市清武町大字加納地内)	都城市との境界	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
県道宮崎高鍋線	新富町との境界	県道宮本新町線との交点(宮崎市佐土原町上田島地内)	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
	県道佐土原国富線との交点(宮崎市佐土原町東上那珂地内)	県道宮崎西環状線との交点(宮崎市池内町地内)	100m	全地域	第2種禁止地域
	県道宮崎西環状線との交点(宮崎市池内町地内)	市道下北方南方線との交点(宮崎市下北方町地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域

県道宮崎西環状線	国道10号との交点(宮崎市花ヶ島町地内)	県道宮崎田野線との交点(宮崎市古城町地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
県道宮崎インター佐土原線	九州旅客鉄道株式会社日豊線との交点(宮崎市佐土原町下那珂地内)	新別府川左岸	100m	全地域	第1種禁止地域
	市道北権現通線との交点(宮崎市新別府町地内)	宮崎市稗原町90番1地先	100m	全地域	第3種禁止地域
	県道宮崎港宮崎停車場線との交点(宮崎市大字田吉地内)	九州縦貫自動車道との交点(宮崎市大字本郷北方地内)	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
県道宮崎島之内線	宮崎市吉村町前田甲1198番地先	宮崎市大字塩路字江良ノ上2903番地先	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
県道南俣宮崎線	市道下北方通線との交点(宮崎市大字小松地内)	市道富吉跡江線との交点(宮崎市大字跡江地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
県道高鍋高岡線	国富町との境界	柴手橋(宮崎市高岡町飯田地内)	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
県道宮崎須木線	宮崎市大字上北方字川端43番2地先	国富町との境界	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
県道細江浮田線	市道余り田水待線との交点(宮崎市大字浮田地内)	県道高岡郡司分線との交点(宮崎市大字細江地内)	100m	全地域	第2種禁止地域
県道高岡郡司分線	県道細江浮田線との交点(宮崎市大字細江地内)	宮崎自動車道との交点(宮崎市清竹町船引地内)	100m	全地域	第2種禁止地域
	市道下中野尾ノ下線との交点(宮崎市清武町木原地内)	県道中村木崎線との交点(宮崎市大字郡司分地内)	100m	用途地域を除く	第2種禁止地域
県道城ヶ崎清武線	一ツ葉有料道路との交点(宮崎市大字恒久地内)	県道高岡郡司分線との交点(宮崎市大字郡司分地内)	100m	用途地域を除く	第2種禁止地域
県道大久保木崎線	宮崎自動車道との交点(宮崎市清武町今泉甲地内)	県道中村木崎線との交点(宮崎市大字熊野地内)	100m	用途地域を除く	第2種禁止地域

県道宮崎北郷線	宮崎自動車道との交点(宮崎市清武町加納甲地内)	県道高岡郡司分線との交点(宮崎市清武町新町内)	100m	用途地域を除く	第2種禁止地域
県道宮崎北郷線	県道高岡郡司分線との交点(宮崎市清武町新町2丁目地内)	日南市との境界	100m	用途地域を除く	第2種禁止地域
県道日南高岡線	北郷町との境界	田野橋(宮崎市田野町甲地内)	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
県道内海加江田線	国道220号との交点(宮崎市大字加江田地内)	知福橋(宮崎市大字加江田地内)	100m	全地域	第2種禁止地域
	市道井ノ尻青島小学校線との交点(宮崎市青島5丁目地内)	国道220号との交点(宮崎市大字折生迫地内)	300m	全地域	第1種禁止地域
市道大島通線	市道江平大島線との交点(宮崎市大島町地内)	県道宮崎島之内線との交点(宮崎市大字島之内地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
市道塩路浜山1号線	全区間		100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
市道塩路江良ノ上線	全区間		100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
市道北権現通線	市道吉村通線との交点(宮崎市新別府町地内)	県道宮崎インター佐土原線との交点(宮崎市新別府町地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
市道村角山崎線	全区間		100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
市道阿波岐原団地北線	全区間		100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
市道下北方通線	九州旅客鉄道株式会社日豊線との交点(宮崎市花ヶ島町地内)	県道宮崎島之内線との交点(宮崎市阿波岐原町地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
市道阿波岐原前浜2号線	全区間		100m	全地域	第3種禁止地域
市道富吉跡江線	県道南俣宮崎線との交点(宮崎市	市道六田有田線との交点(宮崎市大	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域

	大字跡江地内)	字富吉地内)			
市道六田有田線	市道富吉跡江線との交点(宮崎市大字富吉地内)	国道10号との交点(宮崎市大字富吉地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
市道跡江柏原線	生目古墳風致地区との交点(宮崎市大字跡江地内)	県道宮崎西環状線との交点(宮崎市大字柏原地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
市道新名爪塩路線	国道10号との交点(宮崎市大字新名爪地内)	県道宮崎島之内線との交点(宮崎市大字塩路地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
市道余り田水待線	県道宮崎西環状線との交点(宮崎市大字浮田地内)	県道細江浮田線との交点(宮崎市大字浮田地内)	100m	全地域	第2種禁止地域
日豊本線	新富町との境界	市道下北方通線との交点(宮崎市花ヶ島町地内)	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
	清武駅	都城市との境界	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
日南線	南宮崎駅	県道大久保木崎線との交点(宮崎市大字熊野地内)	100m	用途地域を除く区域	第3種禁止地域
	県道塩鶴木崎線との交点(宮崎市大字熊野地内)	青島トンネル(宮崎市大字折生迫地内)	100m	用途地域を除く区域	第2種禁止地域
	青島トンネル(宮崎市大字折生迫地内)	宮崎市大字内海字鶴山3531番1地先	100m	全地域	第3種禁止地域
	小内海駅	日南市との境界	100m	全地域	第2種禁止地域

4 条例第4条第13号の規定により市長が指定する区域は、次の表のとおりとする。

地域又は場所	区分
宮崎空港及びその周囲のうち、用途地域を除く区域(別図のとおり)	第2種禁止地域
九州旅客鉄道株式会社の宮崎駅、南宮崎駅、青島駅の駅前広場	
宮崎カーフェリーターミナル及びこれらの周囲(別図のとおり)	第3種禁止地域
宮崎空港の周囲のうち、用途地域(別図のとおり)	
九州旅客鉄道株式会社の宮崎駅、南宮崎駅、青島駅の駅舎のある区域	

5 条例第4条第17号の規定により市長が指定する区域は、次の表のとおりとする。

地域又は場所	区分
信号機の周囲20メートル以内の区域（次項に該当する地域及びその地上10メートルを超える部分を除く。）	第2種禁止地域
信号機の周囲20メートル以内の区域であって、宮崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第65号）別表第4規制地域の部第2種規制地域の項及び第3種規制地域の項に該当する地域（その地上10メートルを超える部分を除く。）	第3種禁止地域

6 条例第4条第18号の規定により市長が指定する地域又は場所は、次の表のとおりとする。

地域又は場所	区分
宮崎インターチェンジの周囲のうち、用途地域を除く区域（別図のとおり）	第2種禁止地域
宮崎インターチェンジの周囲のうち、用途地域（別図のとおり）	第3種禁止地域

7 条例第6条第4号の規定により市長が指定するものは、次のとおりとする。

- (1) 児童遊戯施設
- (2) 防犯灯及び街路灯
- (3) 公園の施設
- (4) ごみ箱
- (5) フラワーポット
- (6) カーブ・ミラー
- (7) ベンチ

なお（別図のとおり）は省略し、その図面を宮崎市都市整備部景観課に備え置いて一般の縦覧に供する。

宮崎市屋外広告物条例施行規則の規定により市長が指定する区域等について

宮崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第65号。以下「規則」という。）の規定に基づき市長が指定する区域等を次のように定め、条例第37条の規定により次のとおり告示する。

なお、宮崎市屋外広告物条例施行規則別表第4の規定により市長が指定する区域及び同規定別表第10の規定により市長が指定する道路について（平成10年告示第74号）は、平成23年3月31日限り廃止する。

[平成23年 4月 1日 宮崎市告示第177号]

[平成29年 9月25日 宮崎市告示第598号]

[令和 3年 3月 1日 宮崎市告示第126号]

1 規則別表第4の規定により市長が指定する区域は、次のとおりとする。

(1) 禁止地域の部第2種禁止地域の項第1号の規定により市長が指定する区域は、次のとおりとする。

- イ 宮崎市池内町の一部(別図のとおり)
宮崎市平和が丘西町の一部(別図のとおり)
- ロ 宮崎市大塚台西1丁目の一部(別図のとおり)
宮崎市大塚台西2丁目の一部(別図のとおり)
宮崎市大塚台西3丁目の一部(別図のとおり)
- ハ 宮崎市生目台東2丁目の一部(別図のとおり)
宮崎市生目台東3丁目の一部(別図のとおり)
宮崎市生目台東4丁目の一部(別図のとおり)
- ニ 宮崎市学園木花台北3丁目

(2) 規制地域の部第2種規制地域の項第3号の規定により市長が指定する区域は、次のとおりとする。

- イ 国道10号の新山下橋から宮崎市高岡町高浜白地2642番地先までの区間で、路端から100mの区域
- ロ 宮崎市高岡町浜子546地先から国道268号との交点までの区間で、路端から100mの区域
- ハ 宮崎駅前広場の周囲（別図のとおり）

(3) 規制地域の部第3種規制地域の項第2号の規定により市長が指定する区域は、宮崎市花ヶ島町及び宮崎市大字芳士の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1号に規定する準工業地域の一部（別図のとおり）とする。

なお（別図のとおり）は省略し、その図面を宮崎市都市整備部景観課に備え置いて一般の縦覧に供する。

堅固な広告物等の取り扱いについて

宮崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第65号）第14条に規定する「これに準ずるものと市長が認めたもの」とは、地盤面からの高さが、3.5メートル以上4メートル以下で、一面の表示面積が5平方メートルを超える野立広告、及び広告物等の高さ（縦の長さ）が3.5メートル以上4メートル以下で、一面の表示面積が5平方メートルを超える屋上広告、壁面広告、突出広告、つり下げ広告又はアーチ広告をいう。

ただし、建物に直接文字、絵画又は写真を表示した壁面広告又は屋根面広告は含まない。

（堅固な広告物等の例）

<p>野立 （建植） 広告</p>	
<p>屋上広告</p>	
<p>壁面広告</p>	<p>※建物に直接文字、絵画又は写真を表示した壁面広告は含みません。</p>
<p>屋根面広告</p>	<p>※建物に直接文字、絵画又は写真を表示した屋根面広告は含みません。</p>
<p>突出広告</p>	
<p>※つり下げ広告及びアーチ広告についても同様</p>	

信号機周辺の規制の取扱いについて

平成22年7月30日
都市整備部景観課

宮崎市屋外広告物条例の規定により市長が指定する禁止地域等について（平成23年告示第176号）の5の項の規定については、次のとおり取扱うものとする。

1. 「信号機の周囲20メートル以内」とは、信号機の柱を基点として周囲20メートル以内とする。
2. 「その地上10メートルを超える部分を除く。」とは、信号機の周囲20メートル以内であっても地上から10mを超える部分については、すべての広告物について、信号機にかかる規定（第2種禁止地域又は第3種禁止地域）の適用から除外されるものとする。
3. 信号機にかかる規定が適用になる地域とならない地域が混在する場合は、信号機にかかる規定が適用になる地域については信号機にかかる基準（第2種禁止地域又は第3種禁止地域の基準）を適用し、信号機にかかる規定が適用にならない地域については当該地域にかかる基準を適用する。この場合において、信号機にかかる規定が適用にならない地域に表示する広告物の表示面積は、当該地域にかかる地域の基準から、信号機にかかる規定が適用となる地域に表示される広告物の表示面積を除いた面積とする。

なお、これらを図示すると、次のとおりとなる。

【例：当該地域が第2種規制地域の場合】

